

告示第406号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗に係る変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成25年8月28日

尾道市長 平谷祐宏

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 (仮称) 因島モール  
所在地 尾道市因島田熊町字扇新開1141番1外
- 2 変更しようとする事項  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

駐輪場No.	位置	駐輪台数
1	H-1 施設北側 (別紙図面1に記載のとおり)	25台
2	H-1 施設東側 (別紙図面1に記載のとおり)	10台
3	H-2 施設北側 (別紙図面1に記載のとおり)	10台
4	H-3 施設北側 (別紙図面1に記載のとおり)	10台
5	H-4 施設北東側 (別紙図面1に記載のとおり)	10台
6	H-5 施設北側 (別紙図面1に記載のとおり)	10台
7	H-6 施設西側 (別紙図面1に記載のとおり)	10台
8	H-7 施設北側 (別紙図面1に記載のとおり)	22台
9	U-1 施設北東側 (別紙図面1に記載のとおり)	20台
10	U-1 施設北側 (別紙図面1に記載のとおり)	20台
合計		147台

(変更後)

駐輪場No.	位置	駐輪台数
1	H-1 施設北側 (別紙図面2に記載のとおり)	25台
2	H-1 施設東側 (別紙図面2に記載のとおり)	11台
3	H-2 施設北側 (別紙図面2に記載のとおり)	15台
4	H-3 施設北東側 (別紙図面2に記載のとおり)	10台
5	H-4 施設北東側 (別紙図面2に記載のとおり)	10台
6	H-5 施設北側 (別紙図面2に記載のとおり)	10台
7	H-6 施設西側 (別紙図面2に記載のとおり)	10台
8	H-7 施設北側 (別紙図面2に記載のとおり)	16台
9	U-1 施設東側 (別紙図面2に記載のとおり)	20台
10	U-1 施設北側 (別紙図面2に記載のとおり)	20台
合計		147台

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前)

No.	位置	面積
1	H-1 施設西側 (別紙図面 1 に記載のとおり)	2 4 m <sup>2</sup>
2	H-1 施設南側 (別紙図面 1 に記載のとおり)	2 4 m <sup>2</sup>
3	H-1 施設北側 (別紙図面 1 に記載のとおり)	2 4 m <sup>2</sup>
4	H-2 施設南西側 (別紙図面 1 に記載のとおり)	2 4 m <sup>2</sup>
5	H-3 施設南西側 (別紙図面 1 に記載のとおり)	2 4 m <sup>2</sup>
6	H-4 施設南西側 (別紙図面 1 に記載のとおり)	2 4 m <sup>2</sup>
7	H-5 施設西側 (別紙図面 1 に記載のとおり)	2 4 m <sup>2</sup>
8	U-1 施設南側 (別紙図面 1 に記載のとおり)	5 3 m <sup>2</sup>
合計		2 2 1 m <sup>2</sup>

(変更後)

No.	位置	面積
1	H-1 施設西側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	2 4 m <sup>2</sup>
2	H-1 施設南側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	2 4 m <sup>2</sup>
3	H-1 施設北側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	2 4 m <sup>2</sup>
4	H-2 施設南側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	2 4 m <sup>2</sup>
5	H-3 施設南西側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	2 4 m <sup>2</sup>
6	H-4 施設南西側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	2 4 m <sup>2</sup>
7	H-5 施設西側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	2 4 m <sup>2</sup>
8	U-1 施設南側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	5 3 m <sup>2</sup>
合計		2 2 1 m <sup>2</sup>

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

No.	位置	面積
1	H-1 施設西側 (別紙図面 1 に記載のとおり)	1 7 m <sup>2</sup>
2	H-2 施設南西側 (別紙図面 1 に記載のとおり)	3 m <sup>2</sup>
3	H-3 施設南西側 (別紙図面 1 に記載のとおり)	3 m <sup>2</sup>
4	H-4 施設南西側 (別紙図面 1 に記載のとおり)	3 m <sup>2</sup>
5	H-5 施設南側 (別紙図面 1 に記載のとおり)	1 m <sup>2</sup>
6	H-6 施設南側 (別紙図面 1 に記載のとおり)	2 m <sup>2</sup>
7	U-1 施設南側 (別紙図面 1 に記載のとおり)	1 9 m <sup>2</sup>
合計		4 8 m <sup>2</sup>

(変更後)

No.	位置	面積
1	H-1 施設西側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	1 7 m <sup>2</sup>
2	H-2 施設南側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	3 m <sup>2</sup>
3	H-3 施設南西側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	3 m <sup>2</sup>
4	H-4 施設南西側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	3 m <sup>2</sup>
5	H-5 施設南東側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	1 m <sup>2</sup>

6	H-6 施設南側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	2 m <sup>2</sup>
7	U-1 施設南側 (別紙図面 2 に記載のとおり)	19 m <sup>2</sup>
合計		48 m <sup>2</sup>

3 大規模小売店舗の変更をする日

平成 25 年 9 月 1 日

4 変更する理由

施設配置の見直しのため

5 届出年月日

平成 25 年 8 月 21 日

6 届出書等の縦覧場所

尾道市役所産業部商工課 (尾道市久保一丁目 15 番 1 号)

尾道市因島総合支所しまおこし課 (尾道市因島土生町 7 番地 4)

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

(1) 期間

平成 25 年 8 月 28 日から平成 25 年 12 月 27 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。

(2) 時間帯

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

8 意見書の提出

法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成 25 年 12 月 27 日

(2) 提出先

尾道市役所産業部商工課





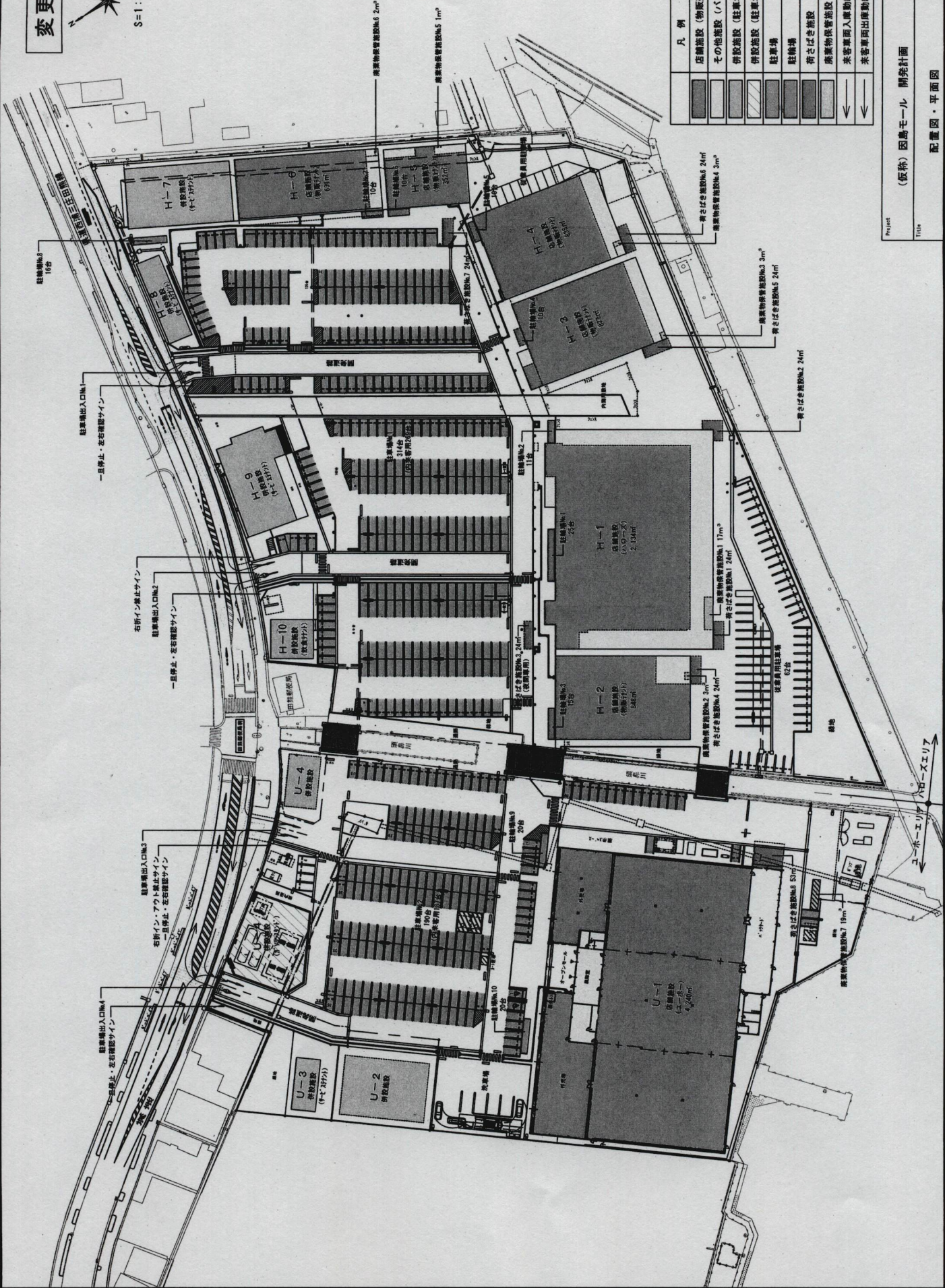


変更後

S=1:1000



凡例	
[Pattern]	店舗施設 (物販売場)
[Pattern]	その他施設 (バックヤード等)
[Pattern]	併設施設 (駐車場共用施設)
[Pattern]	併設施設 (駐車場非共用施設)
[Pattern]	駐車場
[Pattern]	駐輪場
[Pattern]	荷さばき施設
[Pattern]	商業物販管理施設
[Pattern]	来客車両入庫動線 (案内経路)
[Pattern]	来客車両出庫動線 (案内経路)



Project	(仮称) 因島モール 開発計画
Sheet	2
Title	配置図・平面図
Scale	1/1000

コーナースタイル